


監 査 報 告 書


令和4年5月30日

公益社団法人徳島森林づくり推進機構

理事長 飯 泉 嘉 門 殿

公益社団法人徳島森林づくり推進機構

監事 花本 靖 

監事 内藤 富士雄 

私たち監事は、当法人の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行について監査を行いましたので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第99条第1項並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第33条第2項の規定に基づき本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

私たち監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会に出席し、理事等からその職務の執行について報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。

また、計算書類等（貸借対照表、正味財産増減計算書、キャッシュ・フロー計算書、附属明細書及び財産目録）については、会計監査人真鍋恵美子公認会計士から監査の方法及び結果について報告を受け、会計帳簿またはこれに関する資料の調査を行い、事業報告及び計算書類等について検討を加えました。

2 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、当法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 法人の業務の適性を確保するために必要な体制の整備等についての理事会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該体制の運用状況につき指摘すべき事項はありません。

（2）計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等の監査結果

会計監査人真鍋恵美子公認会計士の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

以 上